

昼 と く プ ラ ン

2025年4月1日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱の昼とくプランは、当社が別途定める基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当し、別表1（昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器）に定める小型機器、別表2（定置用蓄電池）に定める小型機器または別表3（電気自動車）に定める小型機器を使用し、当該機器により3（料金区分）に定めるリビングタイムまたはナイトタイムから主としてデイトタイムへの負荷移行が可能な需要で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。

2 契約容量

原則として基本要綱16（従量電灯）(3)ロにより契約容量を定めます。

3 料金区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 春 季

毎年4月1日から6月30日までの期間および翌年の3月1日から3月31日までの期間をいいます。

ロ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ハ 秋 季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

ニ 冬 季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、夏季および冬季における別表4（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ リビングタイム

毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間をいいます。ただし、夏季および冬季における別表4（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ ホームタイム

夏季および冬季における別表4（休日等）に定める日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ニ ナイトタイム

デイタイム、リビングタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表5（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表5（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただ

し、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,838円44銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	321円14銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別・時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
1キロワット時につき	18円50銭	16円42銭

ロ リビングタイム

リビングタイムの使用電力量のうち、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
1キロワット時につき	28円52銭	27円75銭

ハ ホームタイム

1 キロワット時につき	25円49銭
-------------	--------

ニ ナイトタイム

1 キロワット時につき	26円55銭
-------------	--------

5 帳票発行手数料

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合

ロ お客さまが、基本要綱28（料金その他の支払方法）(1)ロに該当し、当社が振込用紙を発行した場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1契約につき	100円00銭
--------------------	---------

ロ (1)ロの場合

1 料金の算定期間および1契約につき	220円00銭
--------------------	---------

6 そ の 他

- (1) 別表1（昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器）および別表2（定置用蓄電池）に定める小型機器を取り替えまたは取り外される場合、および別表3（電気自動車）に定める小型機器の使用を中止される場合は当社に申し出ていただきます。
 - (2) 1（適用）(1)に該当しないことが明らかになったときは、基本要綱37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。
 - (3) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によりま
- す。

附 則（実施期日）

この個別要綱は、2025年4月1日から実施いたします。

別 表

1 昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器

- (1) 昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器とは、ヒートポンプを利用して主としてデイトタイムに蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器をいいます。
- (2) 当社が必要とする場合は、昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 定置用蓄電池

- (1) 定置用蓄電池とは、蓄電機能を持ち、お客さまの需要場所の屋内配線と、原則として直接接続されている機器をいいます。
- (2) 当社が必要とする場合は、定置用蓄電池の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、定置用蓄電池の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 電気自動車

- (1) 電気自動車とは、お客さまの需要場所で充電した電気を使用し走行する自動車（二輪車を除きます。）をいいます。
- (2) 当社が必要とする場合は、電気自動車の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、電気自動車の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 休日等

この個別要綱において、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関

する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日をいいます。

5 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

6 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。